

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■ 対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 以下の要件を満たしている必要があります
- ✓ 前年の所得額が約462万円以下である

■ 請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きはお早めに！

■ 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めめることもありません。
- 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『ねんきんダイヤル』：0570-05-1165（ナビダイヤル）

年金給付金 検索



第1話 プレミアム



11月の各種相談窓口・母子保健事業日程

○ 行政相談

- ・ 毎月第1水曜日 午後2時～4時

役所の仕事に関する苦情や要望等をお受けして、その解決を促進するとともに、皆さんの声を行政に役立てるものです。

企画政策課 ☎ 82-1350

○ 消費生活相談

- ・ 毎週月曜、火曜、水曜

沖縄県消費生活センターと連携し、消費者金融（サラ金）や悪徳・マルチ商法などでお困りの方への対応を行っています。お気軽にご相談ください。

平和協働推進課 ☎ 82-1253

○ 法律相談

- ・ 毎週水曜 午前9時半～正午

相談は無料ですが、事前予約が必要です。

平和協働推進課 ☎ 82-1253

○ 母子保健事業

- ・ 3～4か月児検診 21日（土）
- ・ 9～10か月児検診 20日（金）21日（土）
- ・ 1歳6ヶ月児検診 19日（木）、20日（金）
- ・ 3歳児検診 19日（木）
- ・ 2歳2か月児歯科指導 5日（木）
- ・ 妊産婦・乳幼児保健相談 17日（火）
- ・ 離乳食実習 10日（火）
- ・ 両親学級 4日（水）、11日（水）、18日（水）、25日（水）

健康福祉センター ☎ 88-0088